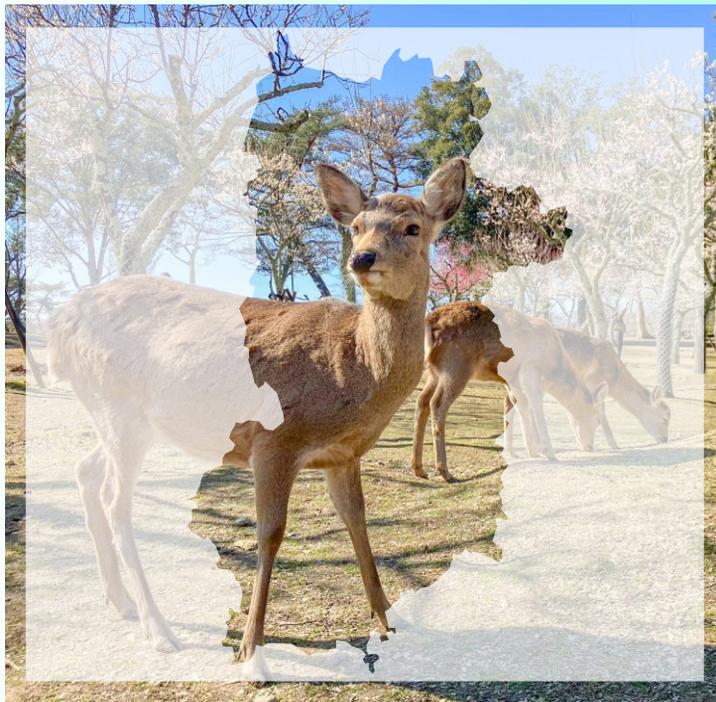


環境アセスメント制度の概要



奈良県

○ 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境アセスメント（環境影響評価）制度とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

国においては、平成9年に環境影響評価法が成立し、平成11年に完全施行されました。奈良県においては、平成10年12月に奈良県環境影響評価条例が公布され、平成11年12月から施行されています。

条例では、法で対象となる規模よりも規模の小さい事業や、法では対象となっていない事業を対象として定めています。

平成23年4月、環境影響評価法が改正されたことを踏まえ、奈良県においても奈良県環境影響評価条例の一部改正を行いました。（平成25年10月11日公布）

◇主な改正内容

- 計画段階配慮書手続の導入：平成27年4月1日施行
事業の早期段階における環境配慮を図るため、位置・規模等の検討段階で環境保全の配慮を検討する計画段階配慮書手続を義務化
- 方法書における説明会の開催及び要約書の作成の義務化：平成26年4月1日施行
方法書についても内容が専門的となることから、説明会の開催・要約書の作成を義務化
- 電子縦覧の義務化：平成26年4月1日施行
電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による関係図書電子縦覧を義務化
- 環境保全措置等の結果の公表等の義務化：平成26年4月1日施行
事業完了時の報告書の作成及び公表を義務化

令和5年4月、『奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例』が制定されたことを踏まえ、奈良県環境影響評価条例の一部改正を行いました。（令和5年3月27日公布）

◇主な改正内容

- 対象事業の追加：令和5年10月1日施行
奈良県環境影響評価条例の対象事業として、「太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業」を追加

○ 奈良県環境影響評価条例の対象事業

対象事業	対象となる要件※1		指定地域※2
1 道路の新設又は改築の事業	一般国道	4車線以上・7.5km以上	
	県道及び市町村道	4車線以上・7.5km以上	
	林道	幅員6.5m以上・15km以上	
2 ダムの新築の事業	貯水区域面積	50ha以上	20ha以上
3 鉄道の建設又は改良の事業	鉄道、軌道	7.5km以上	
4 工場の設置又は変更の事業	製造業・ガス供給業又は熱供給業	・敷地面積15ha以上 （工業団地に設置されるものは除く） ・排出ガス4万m ³ /h以上 ・排出水量5千m ³ /日以上 （冷却水の場合1万m ³ /日以上）	
4の2 太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業	太陽光発電施設設置区域面積	5ha以上	
5 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業	一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物最終処分場	埋立処分面積3ha以上	
	廃棄物焼却施設	処理能力8t/h以上	
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	
6 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業	実施区域面積	50ha以上	20ha以上
7 土地区画整理事業	施行区域面積	50ha以上	20ha以上
8 住宅団地の造成事業	実施区域面積	50ha以上	20ha以上
9 工業団地の造成事業	実施区域面積	50ha以上	20ha以上
10 土石の採取の事業	認可面積	3ha以上	
11 規則で定める事業	複合事業	工場：Aha スポーツ又はレクリエーション施設 ：B【指定地域内：b】ha 土地区画整理事業：C【指定地域内：c】ha 住宅団地の造成：D【指定地域内：d】ha 工業団地の造成：E【指定地域内：e】ha $A/15+(B+C+D+E)/50+(b+c+d+e)/20 \geq 1$	

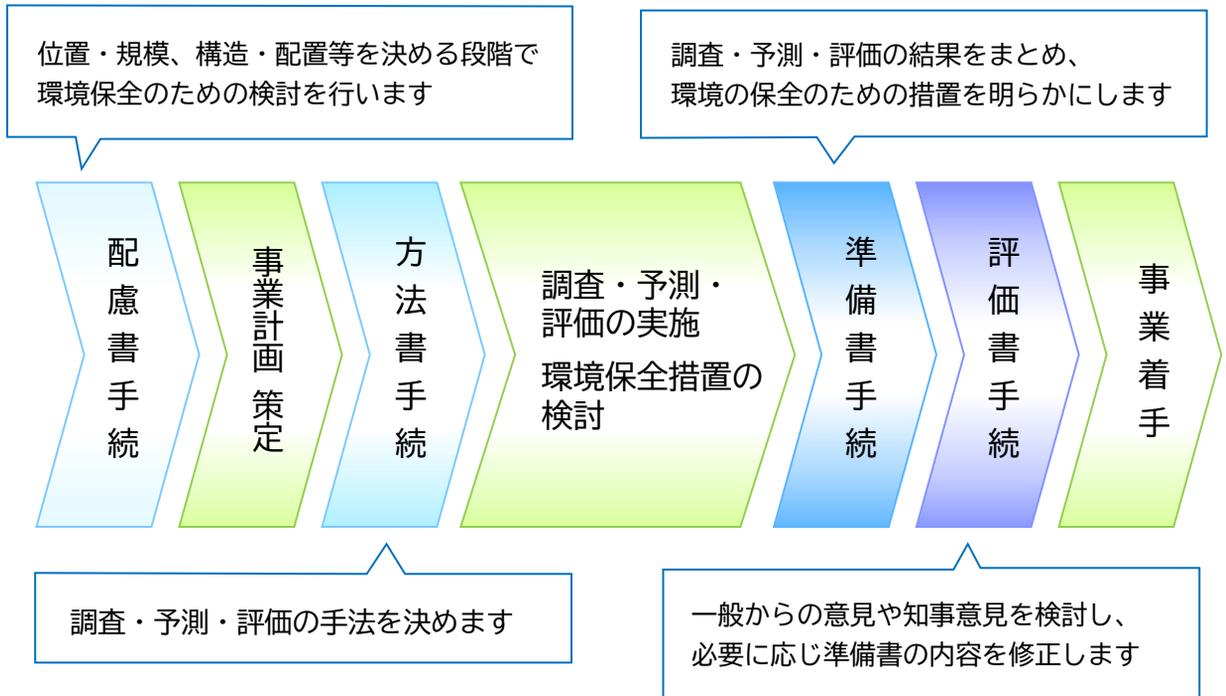
※1 法の対象となるものは対象としない。対象事業の詳細は、「奈良県環境影響評価条例施行規則 別表第一」を参照。

※2 この表において「指定地域」とは、次に掲げるいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 自然公園法第二条第二号の国立公園及び同条第三号の国定公園の区域
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の歴史的風土保存区域
- (3) 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区
- (4) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の近郊緑地保全区域
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の特別保護地区
- (6) 奈良県立自然公園条例第二条第一号の奈良県立自然公園の区域
- (7) 奈良県自然環境保全条例第二十条第一項の奈良県自然環境保全地域、同条例第二十七条第一項の景観保全地区及び同条第二項の環境保全地区

○ 環境影響評価の手続

環境影響評価手続は、配慮書、方法書、準備書、評価書の順で進められます。



1) 配慮書手続

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

*事業者は、配慮書及び配慮書要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に送付します。また、配慮書を作成したことを公告し、1ヶ月間の縦覧に供すると共に、インターネットによる公表を行います。

*配慮書について環境の保全の見地からの意見のある人は、意見書により事業者意見に意見を述べるすることができます。

*知事は、環境審議会及び関係する市町村長の意見を聴き、一般からの意見を踏まえて事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べます。

*事業者は、一般からの意見や知事意見、社会性や経済性なども踏まえて事業計画を策定します。

2) 方法書手続

方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかの計画を示した図書です。

*事業者は、方法書及び方法書要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に送付します。また、方法書を作成したことを公告し、1ヶ月間の縦覧に供すると共に、インターネットによる公表を行います。事業者は縦覧期間中に方法書説明会を開催します。

*方法書について環境の保全に見地からの意見のある人は、意見書により事業者に意見を述べることができます。

*知事は、環境審議会及び関係する市町村長の意見を聴き、一般からの意見を踏まえて事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べます。

*事業者は、一般からの意見や知事意見を踏まえて環境アセスメントの方法を決定します。

【調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討】

*事業者は、方法書手続を経て選定された項目や方法に基づき、調査・予測・評価を実施します。また、これらの検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価します。

調査：予測や評価を行うために必要となる地域の環境情報を収集することを言います。

既存の資料などを集めて整理する文献調査、現地において測定や観察を行う現地調査等があります。

予測：事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを明らかにすることを言います。

各種の予測式に基づき計算する方法、模型を用いて実験する方法、既存の類似事例から推定する方法、モニタージュ写真を作成する方法等があります。

評価：事業を行った場合の環境への影響について検討します。

事業者が実行可能な範囲内で環境への影響ができる限り回避、低減されているか、環境保全に関する基準・目標と整合が図られているか等があります。

*調査・予測・評価を行う項目は、大気環境、水環境、土壌環境、動物、植物、生態系、景観、文化財、人と自然のふれあい活動の場、廃棄物、温室効果ガス 等の中から、地域特性や事業特性を踏まえ選定されます。

3) 準備書手続

準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書です。

*事業者は、準備書及び準備書要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に送付します。また、準備書を作成したことを公告し、1ヶ月間の縦覧に供すると共に、インターネットによる公表を行います。事業者は縦覧期間中に準備書説明会を開催します。

*準備書について環境の保全の見地からの意見のある人は、意見書により事業者に意見を述べることができます。

*知事は、環境審議会及び関係する市町村長の意見を聴き、一般からの意見を踏まえて事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べます。

4) 評価書手続

評価書とは、事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正した図書です。

*事業者は、評価書及び評価書要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に送付します。

また、評価書を作成したことを公告し、1ヶ月間の縦覧に供すると共に、インターネットによる公表を行います。

*事業者は、評価書が公告されるまでは事業に着手することができません。

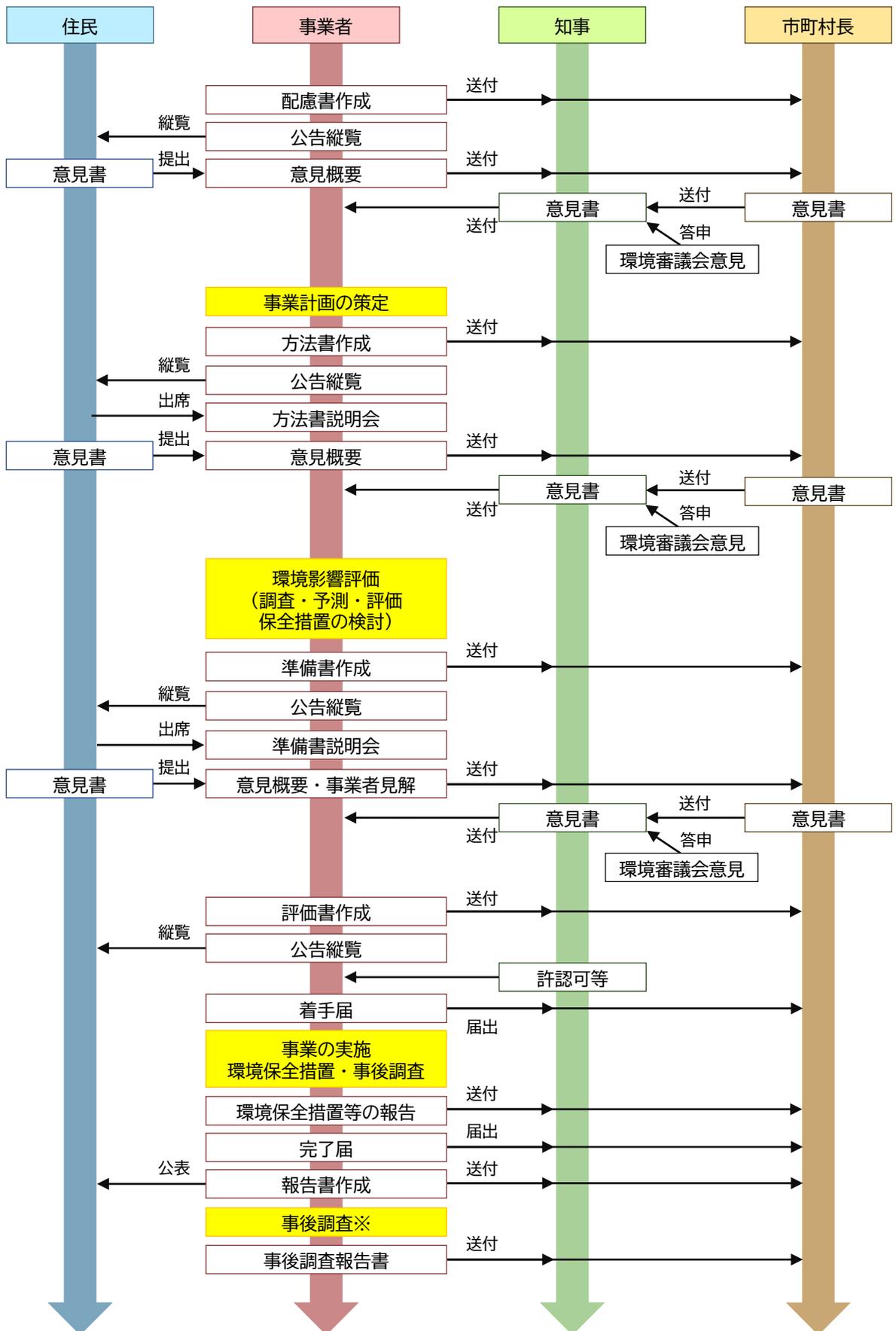
5) 保全措置等の報告

*事業者は、事業に着手した後も、環境の保全のための措置の実施状況について、事業完了まで3ヶ月ごとに知事及び関係する市町村長に報告します。

*事業者は、事後調査を実施することを評価書に記載した場合は、事後調査の結果を知事及び関係する市町村長に報告します。

*事業者は、事業が完了した時は、それまでに実施した環境保全措置の実施状況を知事及び関係する市町村長に報告すると共に、インターネットによる公表を行います。

○ 手続の概要



※事業完了後も事後調査を行うこととした場合



奈良県 環境森林部 水・大気環境課

住所：〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8734(直通)